

宅地建物取引業法

1. 案内情報

- 手続名 : 指定講習機関及び実務講習機関の指定関係手続
- 手続根拠 : ・ 指定講習 : 宅地建物取引業法施行規則第10条の6
及び第10条の7
・ 実務講習 : 宅地建物取引業法施行規則第13条の16第2項
- 手続対象者 : 指定講習機関の指定を受けようとする者
(実務講習機関の指定については、提出先にお問い合わせ下さい。)
- 提出時期 : 指定講習機関の指定を受けようとするとき
- 提出方法 : 申請書を作成し、国土交通省総合政策局不動産課へ提出して下さい。
- 手数料 : なし
- 添付書類 : ・ 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本
・ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録)
・ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
・ 役員の氏名及び略歴を記載した書類
・ 講習を受けることができる者の資格その他の講習の業務の実施の方法に関する計画を記載した書類
・ 講習の業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
- 申請書様式 : 任意
- 記載要領・記載例 : 提出先となる国土交通省総合政策局不動産課にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先 : 国土交通省総合政策局不動産課 03-5253-8111 (内線 25125)
- 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- 相談窓口 : 国土交通省総合政策局不動産課 03-5253-8111 (内線 25125)

3. 手続情報

- 審査基準 : ・ 指定講習 : 宅地建物取引業法施行規則第10条の7